

高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金交付要綱（取扱内規）

（趣旨）

第1条 この要綱は、高梁市歴史的町並み保存地区整備計画に基づき、建築物等の保存修理又は修景等を行う者に対し、予算の範囲内において交付する高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象物件）

第2条 補助金の交付の対象となる物件（以下「対象物件」という。）は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、歴史的町並み保存に特に必要と認める建築物等について、補助対象物件とすることができる。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、対象物件の所有者又は占有者（保存修理又は修景等の実施について対象物件の所有者の同意を得た者に限る。）で、市税を滞納していない者とする。

（補助対象行為等）

第4条 補助金の交付の対象となる行為（以下「補助対象行為」という。）及び事業費（以下「補助対象事業費」という。）は、別表のとおりとする。

2 補助対象事業費には、消費税及び地方消費税を含むものとする。ただし、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下この条において「消費税仕入控除税額」という。）が含まれる場合にあつては、当該消費税仕入控除税額は、補助対象事業費から控除するものとする。

3 前項ただし書の規定による消費税仕入控除税額の控除を行わなかった補助対象者において、補助金の交付を受けた後に消費税仕入控除税額が確定した場合には、当該補助対象者は、速やかに市長にその報告を行い、当該交付を受けた補助金の額と当該確定後の消費税仕入控除税額を補助対象事業費から控除した場合の補助金の額との差額を返還しなければならない。

（補助金の額等）

第5条 補助金の補助率及び限度額等は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 対象物件が同一の敷地内に複数存在する場合にあっては、それぞれの物件を補助金の交付の対象とすることができる。

4 同一の対象物件について、複数の年度にわたり補助対象行為を実施する場合には、補助限度額に達するまで、補助金の交付の対象とすることができる。ただし、新築による場合は、対象物件に対して1回を限度とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「補助申請者」という。)は、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助申請者は、高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 補助対象事業費に係る工事設計書及び図面
- (3) 現況のカラー写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金交付(決定・却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に当たり、必要な限度において条件を付することができる。

(事業内容の変更又は中止)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに高梁市歴史的町並み保存地区整備事業変更等申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、変更等の内容を審査し、高梁市歴史的町並み保存地区整備事業変更等(承認・却下)通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、高梁市歴史的町並み保存地区整備事業実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書（写し）
- (2) 収支決算書（領収書の写しを添付）
- (3) 補助対象事業費に係る出来高設計書及び図面
- (4) 工事関係書類
- (5) 施工中及び完成後のカラー写真
- (6) その他市長が必要と認める書類
（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合において、その結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（請求及び支払い）

第12条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金交付請求書（様式第7号）により、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、30日以内に補助金を支払うものとする。

（補助金の返還等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 市長の承認を受けずに、補助事業が完了した日から5年以内に行う次の行為。
 - (ア) 補助事業により工事した部分の変更
 - (イ) 補助対象となった建築物等の外観部分の全部又は一部を道路等から観望できなくする塀その他の遮へい物の設置。
- (3) この要綱に違反したとき。

（その他）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 この要綱の施行に伴い、高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金交付要綱(暫定内規)を廃止する

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日の前までに、高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金交付要綱(暫定内規)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成25年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月9日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の要綱の規定により作成された様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第2条、第3条、第4条及び第5条関係）

補助対象地区及び対象物件	補助対象部位	物件区分	補助対象行為	補助対象事業費	補助率	補助限度額
1. 内山下160番地 先から下町89番地 先までの間の市道南 町川端町線沿いの建 築物等 2. 本町41-2番地 先から頼久寺町11 -2番地先までの間 の市道本町櫛井線沿 いの建築物等 3. 下町148番地先 から向町12-2番 地先までの間の市道 下町薬師院線沿いの 建築物等 4. 片原町1-3番地 先から中之町10番 地先までの間の市道 高粱駅柿木町線沿い の建築物等 5. 石火矢町21-1 番地から頼久寺町1 1-2番地先までの 間の市道石火矢町寺 町線沿いの建築物等 6. 本町1-1番地先 から小高下町1番地	通りから 観望でき る正面及 び側面	伝統的建 築物(おお むね昭和 20年以 前に建て られた建 築物)	保存修 理、修景	10万円 以上の工 事費	4分の3	750万 円
		伝統的建 築物以外 の建築物 等(新築を 含む。)	修景	10万円 以上の工 事費	4分の3	375万 円
		その他の 付属工作 物(看板 等)	保存修 理、取替 え、撤去、 設置	3万円以 上の工事 費(製作 費を含む。)	4分の3	50万円

<p>先までの間の市道本町松山城線沿いの建築物等</p> <p>7. 御前町2番地先から御前町6番地先までの間の市道御前町伊賀町線沿いの建築物等</p> <p>8. 内山下44-1番地先から内山下140番地先までの間の市道川端町石火矢町線沿いの建築物等</p> <p>9. 向町1番地先から向町12-1番地先までの間の市道向町正宗町線沿いの建築物等</p> <p>10. 内山下140番地先から内山下160番地先までの間の市道川端町広小路線沿いの建築物等</p> <p>11. 新町56番地先から新町84-1番地先までの間の市道中原町新町線沿いの建築物等</p> <p>12. 新町84-1番地先から新町85番</p>						
---	--	--	--	--	--	--

地先までの間の市道 本町御前町線沿いの 建築物等						
--------------------------------	--	--	--	--	--	--

年度高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金交付申請書

年 月 日

高 梁 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名

年度において、高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金の交付を受けたいので、高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 対象物件の所在地

2 工 事 の 内 容

着工予定期日 年 月 日
完工予定期日 年 月 日

3 総 事 業 費 円

4 補助対象事業費 円

5 補助金交付申請額 円

6 添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 補助対象事業費に係る工事設計書及び図面
- (3) 現況のカラー写真
- (4) その他 ()

収 支 予 算 書

補助申請者氏名

資 金

項 目	金 額
補 助 金	円
自 己 資 金	円
そ の 他	円
計	円

支 出

項 目	金 額
補 助 対 象 事 業	円
そ の 他 事 業	円
計	円

年度高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金交付（決定・却下）通知書

第 号
年 月 日

様

高梁市長

年 月 日付で交付申請のあった高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金について、次のとおり交付を（決定・却下）したので、高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業費 円
- 2 補助金交付額 円
- 3 却下理由

年度高梁市歴史的町並み保存地区整備事業変更等申請書

年 月 日

高 梁 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付 第 号で通知のあった、高梁市歴史的町並み保存地区整備事業の実施について、次のとおり（変更・中止）承認を受けたいので、高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 変更・中止の理由

2 変更の内容

変更前

変更後

注：変更該当するものは、変更後の収支予算書、工事設計書、工事図面を添付のこと。

年度高梁市歴史的町並み保存地区整備事業変更等（承認・却下）通知書

第 号
年 月 日

様

高梁市長

年 月 日付で申請のあった高梁市歴史的町並み保存地区整備事業の（変更・中止）について、次のとおり交付を（承認・却下）したので、高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 承認した事項 変更・中止
- 2 承認した変更内容
- 3 変更後の補助金交付額 円

年度高梁市歴史的町並み保存地区整備事業実績報告書

年 月 日

高 梁 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付 第 号で決定通知のあった、高梁市歴史的町並み保存地区整備事業を完了したので、高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて、次のとおり報告します。

記

1. 補助対象物件の所在地

2. 補助事業の実施期間

年 月 日 着工
年 月 日 完工

3. 補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額	円
精 算 額	円
不 用 額	円

4. 添付書類

- (1) 工事請負契約書（写し）
- (2) 収支決算書（領収書の写しを添付）
- (3) 補助対象事業費に係る出来高設計書及び図面
- (4) 工事関係書類（工事日報・各種出荷証明書・産業廃棄物管理票等）
- (5) 施工中及び完成後のカラー写真
- (6) その他（ ）

収支決算書

補助事業者氏名

資 金

項 目	予 算 額	決 算 額
補 助 金	円	円
自 己 資 金	円	円
そ の 他	円	円
計	円	円

支 払

項 目	予 算 額	決 算 額
補助対象事業費	円	円
その他事業費	円	円
計	円	円

年度高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

高梁市長

年 月 日付で事業実績報告のあった高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金について、次のとおり確定したので、高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 補助金確定額 円

年度高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金交付請求書

年 月 日

高 梁 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名

⑩

年 月 日付 第 号で確定通知のあった、高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金を高梁市歴史的町並み保存地区整備事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により請求します。

記

1 請 求 金 額 円